

(分割基準の概要)

参考

2以上の都道府県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設けて事業を行う法人は、課税標準額の総額を分割基準により分割し、各都道府県に申告する必要があります。

この分割基準は、法人県民税(法人税割)の場合には従業者の数ですが、法人事業税の場合には、法人の行う業種によって異なります。各業種と分割基準の関係は以下のとおりです。

業種	分割基準
非製造業	課税標準の2分の1: 事務所等の数 課税標準の2分の1: 従業者の数
製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人については工場の従業者の数の1/2を加算します。)
電気供給業・ガス供給業・倉庫業	固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数

※非製造業と製造業をあわせて行う場合は、原則売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。

【従業者の数の算定】

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいいます。(地方税法施行規則6条の2) 具体例としては以下のとおりです。

◎常勤、非常勤の別を問わず、例えば、非常勤の役員・監査役、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いなども、従業者の数に含めます。(実際に給与等の支払いがなくても「受けるべき」方は含めてください。)

◎派遣会社等から派遣を受けている場合は、派遣労働者を従業者の数に含めます。

◎他社への出向者は、出向先の従業者の数に含めるため、出向元では除いてください。

◎連続して1月以上の期間にわたる病気欠勤者(産休、育休含む)、組合専従者等は従業者数に含めません。

従業者の数は、原則として、事業年度の末日(以下「期末」という。)における数値です。ただし、事業年度の途中で新設若しくは廃止された事務所等がある法人については、別途補正計算が必要になります。

【事務所等の数の算定(常設のもの)】

事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数値を合計した数値です。

つまり、一の事務所が1年間存在した場合は、1ではなく、12になります。

(例) 事業年度 4月1日～翌年3月31日まで A県a事務所を7月20日に廃止し、B県b事務所へ同日移転した。

事務所	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県 本社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
A県 a事務所		○	○	○										3
B県 b事務所					○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
C県 c事務所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

→申告は、A県15箇所、B県9箇所、C県12箇所となる。

また、事務所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物について、一の事務所等として計算してください。(取扱通知3章9の7(2))

【事務所等の数の算定（仮設の現場事務所等）】

2、3か月程度の一時的な事業の用に供する現場事務所等は事務所等の数に含めません。（取扱通知1章6(2)）ただし、建設工事における現場事務所等については、その設置期間が6か月以上のものを事務所等の数に含めます。（内かん）※

（例）事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日まで

事務所	月	設置期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A県	現場 a	X1.5.1~X1.10.31		○	○	○	○	○	○						6
B県	現場 b	X1.2.1~X1.7.31	○	○	○	○									4
C県	現場 c	X2.3.1~X2.8.31												○	1

- A県は、期中に6か月設置されていた現場なので、申告は6になります。
- B県は、前期に設置した現場ですが、通期で6か月以上になるので、今期分の4を申告に含めます。
- C県は、次期に跨る現場ですが、6か月以上設置予定なので、今期分の1を申告に含めます。

※「内かん」… **法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について**

（昭和61年4月1日 各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん）

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の意義につきましては、依命通達においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることが必要とされることから、たまたま二、三カ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものとされているところですが、二、三カ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和61年4月1日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考えます。おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

ご案内

福井県では、県外にも事務所を設置している法人を対象に分割基準（従業者数、事務所数）の調査を実施しています。調査対象となった法人には、事前通知のうえで調査に伺いますので、その際にはご協力をお願いします。

分割基準の算定にあたって注意していただきたい事項

2以上の都道府県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設けて事業を行う法人は、課税標準額の総額を分割基準により分割し、各都道府県に申告する必要があります。以下は、「課税標準の分割に関する明細書(第十号様式)」を作成する際に誤りやすい事例をまとめたものです。参考にしてください。

【従業者の数】

※以下の1～9までの項目は、法人県民税法人税割と法人事業税の分割基準について使用し、10～12までの項目は、法人事業税の分割基準についてのみ使用します。(「法」は「地方税法」、「通知」は「地方税法の施行に関する取扱について(道府県関係)」、「内かん」はS61.4.1自治省税務局府県税課長、市町村税課長内かん)

- 1 アルバイト・パートタイマー・契約社員・嘱託(再任用)社員などを従業者の数に含めましたか。
(通知3章9の1)
- 2 取締役、監査役、非常勤役員(原則報酬等支払の有無は問わない)などを従業者の数に含めましたか。
(通知9の1(4))
- 3 派遣会社等から派遣を受けた派遣労働者を従業者の数に含めましたか。
(通知3章9の1(2))
- 4 他社からの出向者を従業者の数に含めましたか。
(通知3章9の1(2))
- 5 他社への出向者を従業者の数から除きましたか。
(通知3章9の1(2))
- 6 病休・産休・育休等の休職者(連続して1ヶ月以上)を従業者の数から除きましたか。
(通知3章9の1(3))
- 7 事業年度末日の退職者を従業者の数に含めましたか。
(法72の48④)(通知3章9の1)
- 8 年度途中で事務所等を新設・廃止された場合には、従業者数の補正を行いましたか。
(法57③)(法72の48⑤)(通知3章9の2)
- 9 事業年度中を通じて従業者数が著しく変動した場合(各月末日の人数のうち最大のものが最小であるものの2倍を超える事務所)には、各月末日の平均としましたか。
(法57③)(法72の48⑤)(通知3章9の2)

.....以下は法人事業税のみ.....

<資本金(又は出資金の額)が1億円以上で主たる事業が製造業である法人>

- 10 工場の従業者の数の1/2を加算しましたか。
(法72の48④)
(工場の従業者の数が奇数の場合は、工場の従業者の数に1を加えた数の1/2を加算します。)

【事務所等の数】

<主たる事業が非製造業である法人>

- 11 同一県内・市町村内に複数の事務所等がある場合には、それぞれ1つの事務所等としましたか。
(通知3章9の7(2))
- 12 事務所等の数値を算定する場合、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計しましたか。
(法72の48④)
- 13 建設工事に係る現場事務所で設置期間が6か月以上のものは事務所等の数に含めましたか。
(通知1章6(2))(内かん)

申告書を作成する際に、「チェックリスト」としてご活用ください。